

京都市林業経営安定支援事業補助金交付要綱

制定 令和7年3月14日

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格をはじめとする物価高騰等が林業の生産活動に影響を及ぼす中、経営力向上に意欲的に取り組む林業者等に対して、生産性向上・コスト低減等に資する機器・設備の導入等に係る経費について、林業経営安定を目的に京都市林業経営安定支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、別表1に掲げるものとする。

(補助事業の内容)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者において次の各号に掲げる取組のいずれかを行うために必要な機器・設備の導入又は施設の整備とし、別表2に例示する。ただし、機械・設備の導入については、別記1に定める基準を満たすものとする。

- (1) 生産量の増加
- (2) 森林整備面積の増加
- (3) 生産性の向上
- (4) 経営コスト縮減

2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表3に掲げるものとする。

3 補助対象経費には消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

(補助事業の実施期間)

第4条 事業の実施期間は、令和7年3月1日から令和8年2月27日までとする。

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の5分の4以内で、800万円を限度とし、予算の範囲内において交付する。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助事業について、国、地方公共団体又はその他の団体から補助金等の交付を受ける場合、補助対象経費から当該補助金等の額を差し引くものとする。

(交付の申請)

第6条 条例第9条の規定による補助金の申請は、交付申請書（第1号様式）に記載する必要書類を添えて、別に定める期間内に市長に提出しなければならない。なお、補助事業の完了後に当該申請が行われる場合の交付申請書は、第2号様式によるものとする。

2 別に定める公募期間内において、補助金交付申請は、1補助対象者につき1回限りとする。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、補助金の交付の可否及び交付予定額又は交付額を決定し、交付決定通知書（第3号様式）又は不交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（標準処理期間）

第8条 市長は、第6条第1項の規定による申請が到達してから60日以内に前条の決定を行うものとする。ただし、申請に不備がある場合、又は申請多数により条例第10条各項の決定に支障をきたすと判断される場合はこの限りでない。

（変更等の承認の申請）

第9条 条例第11条第1項第1号の規定による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、変更承認申請書（第5号様式）によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号の規定によるあらかじめ市長等の承認を受ける必要がない軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 取組項目の変更
- (2) 導入する機器・設備の変更（仕様の変更を含む。）
- (3) 事業費の5分の1を超える増減
- (4) 補助金額の増額又は10分の1を超える減額

（中止又は廃止の承認申請）

第10条 条例第11条第1項第2号の規定による補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止・廃止承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

（実績報告）

第11条 条例第18条の規定による実績報告は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和8年2月27日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（第7号様式）に記載する必要書類を添えて提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条による報告を受けた場合は、条例第19条の規定に基づき、交付すべき補助金の額を決定し、補助金交付額決定通知書（第8号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(交付の取消し等)

第13条 市長は、補助対象者が条例第22条第1項各号又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 暴力団員等及び暴力団密接関係者であることが判明したとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 第6条に規定する交付申請書や第9条の規定による変更申請書による報告を行わず、同じ補助対象経費に対して国等の補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助対象者が補助事業完了後、条例第31条第1項に規定する財産を第15条に規定する期間が経過する前に処分するとき。

2 第10条に規定する補助事業の廃止の申請があったときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。

(財産の管理等)

第14条 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、取得財産等管理台帳を備え管理するなど、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第15条 条例第31条第1項の規定による市長等が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（令和5年4月26日経済産業省告示第64号）に準じるものとする。

2 補助金の交付を受けた者が、前項に規定する期間が経過する前に、取得財産等を処分する場合は、取得財産等処分承認申請書（第9号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出し、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(補則)

第16条 この要綱の実施に関し必要な事項は、産業観光局農林政策担当局長が別に定める。

附 則（令和7年3月14日施行）

この要綱は、令和7年3月14日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

補助対象者
<p>1 市内に在住又は主たる事業所を有し、市内の森林において、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を実施する者（森林作業道の開設等土木作業のみに従事している者は除く。）であって、次の各号に掲げる者</p> <p>(1) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 4 5 号）第 5 条に基づく計画の認定を受けた事業主（以下「労確法に基づく認定事業主」という。）</p> <p>(2) 森林経営管理法（平成 3 0 年法律第 3 5 号）第 3 6 条に基づく経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者（以下「森林経営管理法に基づく民間事業者」という。）</p> <p>(3) 新たな森林経営担い手支援事業の補助金の交付を受けた事業者</p> <p>(4) 林業生産活動を行う者で組織され、中小企業等協同組合法（昭和 2 4 年法律 1 8 1 号）の規定に基づき設立された事業協同組合（以下「事業協同組合」という。）</p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、令和 5 年分又は令和 6 年分の税務申告をした林業者</p> <p>2 市内に主たる事業所を有する原木市場</p>

別表 2 (第 3 条第 1 項関係)

補助事業の例
<p>1 林業用機械の導入 植林用自動穴掘機、下刈作業車、ドローン、グラップル、グラップルソー、ハーベスタ、プロセッサ、フォワーダ、スイングヤダ、フェラーバンチャ、搬器、オートチョーカー、集材機、枝打ちロボット、木材運搬用トラック</p> <p>2 林業用装具・機器の導入 パワーアシストスーツ、ファン又はヒーター付ジャケット、デジタルコンパス、G N S S 測量機器、測量ソフト、丸太検収システム、高性能パソコン、オートグラインダー</p> <p>3 特に公益性の高い施設における拡張整備 原木市場の土場拡張整備</p>

別記 1

- 1 ドローンは、架線敷設作業を含む林業用資材運搬又は空中写真の撮影等による森林調査を目的とするものに限る。林業用資材運搬用ドローンにあつては、最大搭載重量が概ね 1 0 k g 以上であること。森林調査用ドローンにあつては、撮影した空中写真のオルソ化、3 D 化等が行える撮影データ処理ソフトと一体的に導入する場合に限る。
- 2 木材運搬用トラックは、次の条件を満たすこと。
 - ・車体に事業名、法人名（屋号含む）等が印刷されていること。
 - ・任意保険の使用目的設定が「業務使用」であること。
 - ・林業用に架装していること。
- 3 高性能パソコンは、G N S S 測量機器、森林調査用ドローン等で取得した高度な森林資源及び地形の情報を森林 G I S 等により処理する解析用システムとして利用するもので、かつ、そのために必要な性能を有したものを、林業用機械・機器と一体的に導入する場合に限る。

る。

別表 3 (第 3 条第 2 項関係)

補助対象経費
機器・設備の購入に要する経費※1※2、施設の拡張整備に要する経費※3 ただし、補助対象経費が 10 万円以上である場合は、価格比較による事業費の低減に努めることとし、複数の業者から徴収した見積書等の比較により契約決定された価格を補助対象経費とする。(本要綱施行前に発注、購入しているもの又はやむを得ない事情により複数の業者から見積書を徴収することが難しい場合を除く。)

※1 次に掲げる経費は除く。

- (1) 既存の機器・設備の修繕、部品の交換に要する経費
- (2) 既存の機器・設備の代替として、同種、同能力以下のものの導入に要する経費(機器・設備の単純更新)

※2 次に掲げるものの導入に要する経費は除く。

- (1) 中古品
- (2) バックホー等林業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高い機器・設備
- (3) チェーンソーやチルホール等の伐倒関連機器・用具
- (4) ヘルメットや防護ズボン等の安全装具(熱中症及び防寒対策品を除く)
- (5) 掴み装置等のアタッチメントやクローラー等の部品単独

※3 既存の機器・設備の取壊し及び撤去に要する経費は除く。

京都市林業経営安定支援事業補助金 交付申請書

(宛先) 京 都 市 長		令和 年 月 日	
住所 〔 法人等の場合 申請者の主たる事務所の所在地 〕 〒 (-)		氏名 〔 法人等の場合 申請者の名称及び代表者の職名氏名 〕	
連絡先	電話番号	携帯	
	メールアドレス		

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の内容等

事業実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
取組項目 (※複数選択可)	<input type="checkbox"/> 生産量の増加	<input type="checkbox"/> 森林整備面積の増加	
	<input type="checkbox"/> 生産性の向上	<input type="checkbox"/> 経営コスト縮減	
事業概要			
交付申請額	円		
経費の内訳	経費内訳書（第1号様式別紙）のとおり		

2 添付書類

添付書類 (チェック☑)	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 経費内訳書（第1号様式別紙）<input type="checkbox"/> 交付対象者であることを示す書類の写し<ul style="list-style-type: none">・労確法に基づく認定事業主：（不要）・森林経営管理法に基づく民間事業者：（不要）・新たな森林経営担い手支援事業の補助金の交付を受けた事業者：（不要）・事業協同組合：定款又は規約、決算書等・その他：確定申告書等<input type="checkbox"/> 見積書又は購入予定金額等経費が分かる書類の写し (10万円以上の機器・設備を導入する場合は、複数の業者等から徴収したもの)<input type="checkbox"/> 導入する機器・設備等の仕様が確認できる資料（カタログ、図面等）の写し <p style="text-align: center;">【以下、国、地方公共団体又はその他の団体から補助金等の交付を受ける場合】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 交付申請書等の申請金額内訳が分かる書類 (交付決定済みの場合は交付決定通知書の写し)
-----------------	---

3 誓約事項

以下のとおり申告します。

(該当する部分に☑してください。全ての項目に☑がある方のみが申請可能です。)

- 併給禁止の条件のある他の補助金等を受給していません。
- 同一の補助対象経費について国、地方公共団体又はその他の団体からの補助金等を申請している場合は、当該補助等申請額（交付決定済みの場合は交付決定額）を報告します。
- 交付対象者の要件確認及び国等への申請状況について、国等への照会に同意します。
- 森林法、その他事業に関する法令を遵守します。
- その他、京都市補助金等の交付等に関する条例及び同条例施行規則及び京都市林業経営安定支援事業補助金交付要綱に定める事項に違反しません。
- 補助金交付申請書の記載事項及び関係書類の内容確認に求められた根拠資料を提出しない場合又は記載事項が虚偽であった場合は、補助金を一括返還します。

住所（法人等の事務所の所在地）

申請者の氏名

（法人等の名称及び代表者の職名氏名）

経費内訳書

1 事業経費

経費内容	事業費（税込）	事業費（税抜）※
	円	円
	円	円
	円	円
合計	円	(A) 円

※消費税及び地方消費税相当額を抜いた金額を記載してください。見積書等に税抜金額、消費税額の明記が無い場合は、見積額を1.1で除した額を記載してください。（小数点以下は切捨て）

2 他の補助金等の状況

本事業における補助対象経費について、国、地方公共団体又はその他の団体に対し補助金等の交付を申請している場合には、下記に記載ください。

補助金等の名称	経費内容	経費（税抜額）	申請金額 （又は交付決定額）
		円	円
		円	円
	合計		(B) 円

※交付決定済みの場合は交付決定額を記載してください。

3 補助額

事業費（税抜）	他の補助金等 申請額	補助対象経費（税抜）
(A) 円	(B) 円	(C) 円

補助対象経費（税抜）	補助率 4/5	(D) 円
(C) 円		

補助額：	(D)を千円未満切り捨てした額 補助上限額（800万円）	のうち低い額	(E) , 000円
------	---------------------------------	--------	------------

※・(A) (B) は上記から転記してください。

・(A)～(D)は千円未満の端数は切り捨てず、(E)に記入の際に千円未満を切り捨てて記入してください。

京都市林業経営安定支援事業補助金 交付申請書

(宛先) 京 都 市 長		令和 年 月 日	
住所 〔 法人等の場合 申請者の主たる事務所の所在地 〕 〒 (-)		氏名 〔 法人等の場合 申請者の名称及び代表者の職名氏名 〕	
連絡先	電話番号	携帯	
	メールアドレス		

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の内容等

事業実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
取組項目 (※複数選択可)	<input type="checkbox"/> 生産量の増加	<input type="checkbox"/> 森林整備面積の増加	
	<input type="checkbox"/> 生産性の向上	<input type="checkbox"/> 経営コスト縮減	
事業概要			
交付申請額	円		
経費の内訳	経費内訳書（第1号様式別紙）のとおり		

2 添付書類

添付書類 (チェック☑)	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 経費内訳書（第1号様式別紙）<input type="checkbox"/> 交付対象者であることを示す書類の写し<ul style="list-style-type: none">・労確法に基づく認定事業主：（不要）・森林経営管理法に基づく民間事業者：（不要）・新たな森林経営担い手支援事業の補助金の交付を受けた事業者：（不要）・協同組合：定款又は規約、決算書等・その他：確定申告書等<input type="checkbox"/> 見積書又はこれに代わる書類の写し (10万円以上の機器・設備を導入した場合は、複数の業者等から徴収したもの)<input type="checkbox"/> 導入した機器・設備等の仕様が確認できる資料（カタログ、図面等）の写し<input type="checkbox"/> 機器・設備を導入したことが分かる写真<input type="checkbox"/> 納品書、請求書、領収書の写し等支出金額が確認できる資料 <p style="text-align: center;">【以下、国、地方公共団体又はその他の団体から補助金等の交付を受ける場合】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 交付申請書等の申請金額内訳が分かる書類 (交付決定済みの場合は交付決定通知書の写し)
-----------------	---

3 誓約事項

以下のとおり申告します。

(該当する部分に☑してください。全ての項目に☑がある方のみが申請可能です。)

- 併給禁止の条件のある他の補助金等を受給していません。
- 同一の補助対象経費について国、地方公共団体又はその他の団体からの補助金等を申請している場合は、当該補助等申請額（交付決定済みの場合は交付決定額）を報告します。
- 交付対象者の要件確認及び国等への申請状況について、国等への照会に同意します。
- 森林法、その他事業に関係する法令を遵守します。
- その他、京都市補助金等の交付等に関する条例及び同条例施行規則及び京都市林業経営安定支援事業補助金交付要綱に定める事項に違反しません。
- 補助金交付申請書の記載事項及び関係書類の内容確認に求められた根拠資料を提出しない場合又は記載事項が虚偽であった場合は、補助金を一括返還します。

住所（法人等の事務所の所在地）

申請者の氏名
(法人等の名称及び代表者の職名氏名)

第3号様式（交付の場合）（第7条関係）

第 号

年 月 日

<申請者>様

京都市長

（担当： ）

京都市林業経営安定支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度京都市林業経営安定支援事業補助金につきましては、下記のとおり交付することに決定しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第12条第1項の規定により通知します。

なお、下記の交付条件に違反した場合は、京都市補助金等の交付等に関する条例第22条に基づき、補助金の交付の決定を取り消すことがあります。

記

1 交付決定（予定）金額 金 円

2 交付条件

- (1) 補助金は、本事業以外に支出してはいけません。
- (2) 補助事業の内容を変更又は中止・廃止しようとするときは、あらかじめ京都市林業経営安定支援事業補助金交付要綱第9条第1項又は第10条に基づき、承認を受けてください。
- (3) 本事業の完了後は、速やかに実績報告書を提出してください。
- (4) 補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することがあります。
- (5) 京都市補助金等の交付等に関する条例第16条第1項に掲げる書類を整備し、補助事業完了の翌年度から起算して10年間保管してください。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、京都市林業経営安定支援事業補助金交付要綱第15条第1項に規定する期間が経過する前に処分しようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受けてください。ただし、補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。
- (7) その他京都市補助金等の交付等に関する条例、京都市林業経営安定支援事業補助金交付要綱を遵守してください。

※減額交付の場合

3 減額の理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消の訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消の訴えを提起することはできなくなります。

第4号様式（不交付の場合）（第7条関係）

第 号

年 月 日

<申請者>様

京都市長

（担当： ）

京都市林業経営安定支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度京都市林業経営安定支援事業補助金につきましては、下記のとおり不交付とすることに決定しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第12条第2項の規定により通知します。

記

1 不交付の理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

京都市林業経営安定支援事業補助金 変更承認申請書

(宛先) 京 都 市 長	令 和 年 月 日
住所 〔 法人等の場合 申請者の主たる事務所の所在地 〕 〒 (-)	氏名 〔 法人等の場合 申請者の名称及び代表者の職名氏名 〕 電話 () - メールアドレス

京都市林業経営安定支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり変更の承認を申請します。

記

交付決定日及び 決定番号	年 月 日 京都市指令 第 号	
変更事由		
変更内容	変更前	変更後
事業実施期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日	令和 年 月 日～令和 年 月 日
補助対象経費（税抜） の合計	円	円
補助金額	(交付決定額) 円	(変更後) ※千円未満切捨て 円
添付書類	<input type="checkbox"/> 経費内訳書（第1号様式別紙）（変更後の経費内訳を記載したもの） <input type="checkbox"/> 変更後の見積書又は購入予定金額等経費が分かる書類の写し <input type="checkbox"/> 導入する機器・設備等の仕様が確認できる資料（カタログ、図面等）の写し 【以下、国、地方公共団体又はその他の団体から補助金等の交付を受ける場合】 <input type="checkbox"/> 交付申請書等の申請金額内訳が分かる書類 （交付決定済みの場合は交付決定通知書の写し）	

京都市林業経営安定支援事業補助金 中止・廃止承認申請書

(宛先) 京 都 市 長	令和 年 月 日
住所 〔 法人等の場合 申請者の主たる事務所の所在地 〕 〒 (-)	氏名 〔 法人等の場合 申請者の名称及び代表者の職名氏名 〕 電話 () - メールアドレス

京都市林業経営安定支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり、
中止 ・ 廃止 の承認を申請します。(注 該当する□には、レ点を記入してください。)

記

交付決定日及び 決定番号	年 月 日 京都市指令 第 号
中止（廃止）する理由	
中止（廃止）の時期	

京都市林業経営安定支援事業補助金 事業実績報告書

(宛先) 京 都 市 長		令 和 年 月 日	
住所 〔 法人等の場合 申請者の主たる事務所の所在地 〕 〒 (-)		氏名 〔 法人等の場合 申請者の名称及び代表者の職名氏名 〕	
連絡先	電話番号	携帯	
	メールアドレス		

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条第1項の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1 補助事業の内容等

交付決定日及び 決定番号	年 月 日 京都市指令 第 号
事業実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
取組項目	<input type="checkbox"/> 生産量の増加 <input type="checkbox"/> 森林整備面積の増加 <input type="checkbox"/> 生産性の向上 <input type="checkbox"/> 経営コスト縮減
事業概要	
交付を受けようとする補助金の額	円
経費の内訳	経費内訳書（第1号様式別紙）のとおり

2 添付書類

添付書類 (チェック☑)	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 経費内訳書（第1号様式別紙）（完了後の経費内訳を記載したもの） <input type="checkbox"/> 機器・設備を導入したことが分かる写真 <input type="checkbox"/> 納品書、請求書、領収書の写し等支出金額が確認できる資料 【以下、国、地方公共団体又はその他の団体から補助金等の交付を受ける場合で、 交付申請以降に変更があった場合】<input type="checkbox"/> 交付申請書等の申請金額内訳が分かる書類 (交付決定済みの場合は交付決定通知書の写し)
-----------------	---

第8号様式（第12条関係）

第 号

年 月 日

<申請者>様

京都市長

(担当：)

京都市林業経営安定支援事業補助金交付額決定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 年度京都市林業経営安定支援事業補助金（年 月 日付け 第 号）につきましては、下記のとおり交付額を決定しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第19条の規定により通知します。

記

1 交付額 金 円

※減額交付の場合

2 減額の理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消の訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消の訴えを提起することはできなくなります。

第9号様式（第15条関係）

京都市林業経営安定支援事業 取得財産等処分承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
住所 〔 法人等の場合 申請者の主たる事務所の所在地 〕 〒 (-)	氏名 〔 法人等の場合 申請者の名称及び代表者の職名氏名 〕 電話 () - メールアドレス

年 月 日付け第 号をもって補助金の額の確定通知を受けた補助事業に関する財産の処分について、京都市林業経営安定支援事業補助金交付要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

処分しようとする財産及びその理由	
取得財産等の種類	
取得年月日	
取得価額	円
補助金交付額	円
処分の方法	<input type="checkbox"/> 転用 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> 抵当権の設定 <input type="checkbox"/> 廃棄
処分の理由	
添付書類	<input type="checkbox"/> 現況の分かる写真や資料等